

# 宇佐市地域防災計画

---

## 風水害等対策編

令和6年3月

宇佐市防災会議



# 第1部 災害予防

<b>第1章 災害予防の基本方針等</b>	<b>3</b>
第1節 災害予防の基本的な考え方	5
第2節 災害予防の体系	7
<b>第2章 災害に強いまちづくり</b>	<b>9</b>
第1節 被害の未然防止事業	11
第2節 災害危険区域の対策	15
第3節 防災施設の災害予防管理	17
第4節 都市・地域の防災環境整備	19
第5節 建築物の災害予防	21
第6節 防災調査研究の推進	23
第7節 水災防止対策の実施	24
第8節 北部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会	26
<b>第3章 災害に強い人づくり</b>	<b>27</b>
第1節 自主防災組織	29
第2節 防災訓練	35
第3節 防災教育	38
第4節 消防団・ボランティアの育成、強化	44
第5節 要配慮者の安全確保	46
第6節 帰宅困難者の安全確保	52
第7節 地域ごとの避難計画の策定	53
第8節 市民運動の展開	55
<b>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</b>	<b>57</b>
第1節 初動体制の強化	59
第2節 活動体制の確立	63
第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための 事前措置の充実	71
第4節 救助物資の備蓄	77

## 第2部 災害応急対策

<u>第1章 災害応急対策の基本方針等</u>	81
第1節 災害応急対策の基本方針	83
第2節 市民に期待する行動	84
第3節 災害応急対策の体系	87
<u>第2章 活動体制の確立</u>	89
第1節 組織	91
第2節 動員配備	101
第3節 通信連絡手段の確保	105
第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集 及び関係機関への伝達等	107
第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達	110
第6節 災害救助法の適用及び運用	114
第7節 県への応援要請	119
第8節 広域的な応援要請	121
第9節 自衛隊への災害派遣要請	124
第10節 他機関に対する応援要請	128
第11節 技術者、技能者及び労働者の確保	129
第12節 ボランティアとの連携	133
第13節 帰宅困難者対策	135
第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	136
第15節 交通確保・輸送対策	138
第16節 障害物の除去	145
第17節 広報活動・災害記録活動	149
<u>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</u>	155
第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等	157
第2節 火災に関する情報の収集・伝達	159
第3節 水防	161
第4節 避難の指示及び誘導	167

第 5 節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保	178
第 6 節 土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保	179
第 7 節 救出救助	180
第 8 節 救急医療活動	184
第 9 節 消防活動	193
第 10 節 二次災害の防止活動	196
<b>第 4 章 被災者の保護・救援ための活動</b>	<b>199</b>
第 1 節 避難所運営活動	201
第 2 節 要配慮者(避難行動要支援者)対策	209
第 3 節 避難所外被災者の支援	214
第 4 節 食料供給	216
第 5 節 給水	221
第 6 節 被服寝具その他生活必需品給与	224
第 7 節 医療活動	227
第 8 節 保健衛生活動	229
第 9 節 災害廃棄物・し尿・生活ごみの処理・ <b>防疫活動</b>	232
第 10 節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	237
第 11 節 住宅の供給確保	241
第 12 節 文教対策	247
第 13 節 社会秩序の維持・物価の安定等	253
第 14 節 義援物資の取扱い	255
第 15 節 被災動物対策	256
<b>第 5 章 社会基盤の応急対策</b>	<b>259</b>
第 1 節 電気、上・下水道、電話の応急対策	261
第 2 節 道路、河川、都市公園、漁港、鉄道の応急対策	262
第 3 節 農林水産業に関する応急対策計画	263

## 第3部 災害復旧・復興

<u>第1章 災害復旧・復興の基本方針</u> ······	269
<u>第2章 公共土木施設等の災害復旧</u> ······	271
第1節 災害復旧事業の施行の基本方針 ······	273
第2節 公共土木施設災害復旧事業の推進 ······	273
第3節 国土交通省等の権限代行制度 ······	273
第4節 農林水産業施設災害復旧事業の促進 ······	274
第5節 上水道、簡易水道施設災害復旧事業の推進 ······	274
第6節 その他の災害復旧事業の推進 ······	274
<u>第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</u> ··· 275	
第1節 市民サポートセンター（仮称）の設置 ······	277
第2節 り災証明書の発行 ······	278
第3節 被災者台帳の整備及び情報提供 ······	280
<u>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要</u> ······	281
第1節 経済・生活面の支援 ······	283
第2節 住まいの確保・再建のための支援 ······	283
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援 ······	283
<u>第5章 激甚災害の指定</u> ······	285
第1節 激甚災害指定の手続き ······	287
第2節 特別財政援助 ······	288

## 第4部 火山災害対策

<b>第1章 火山災害予防</b> .....	<b>293</b>
第1節 火山防災協議会での検討事項 .....	295
第2節 情報の収集・連絡体制の整備 .....	295
第3節 防災知識の普及・啓発、訓練 .....	296
第4節 住民等の避難誘導体制 .....	296
<b>第5節 防災力強化に向けた取組</b> .....	<b>300</b>
<b>第2章 火山災害応急対策</b> .....	<b>303</b>
第1節 組織計画 .....	305
第2節 動員配備 .....	305
第3節 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達 .....	306
第4節 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報（災害対策基本法第54条） .....	310
第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達 .....	311
第6節 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応 .....	312
第7節 突発的な噴火発生時の避難対応 .....	326
第8節 救出・救助 .....	329
第9節 社会秩序の維持対策（流言飛語等への対策） .....	330
<b>第10節 広域避難</b> .....	<b>331</b>
<b>第11節 緊急フェーズ後の対応</b> .....	<b>339</b>
<b>第12節 安全管理</b> .....	<b>340</b>
<b>第3章 火山災害復旧・復興</b> .....	<b>344</b>

